

平成 25 年 3 月 26 日

日本税理士会連合会  
会長 池田 隼啓 殿  
日本税理士政治連盟  
会長 山川 翼 殿

全国青年税理士連盟  
会長 青木 久直

## 税理士法改正の実現に向けた今後の対応についての要望

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、先般、公表された平成 25 年度与党税制改正大綱の「検討事項」では、「…関係者等の意見も考慮しながら、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて引き続き検討を進める」と平成 23 年度、平成 24 年度の税制改正大綱に引き続いて 3 度目の記載がされました。残念ながら平成 25 年通常国会での成立は見送りとなりましたが、「税理士法の改正を視野に入れて」との文言が入ったことにつき、法改正に向けて一歩前進したものと受け止めております。

今後、貴会におかれましては、平成 26 年通常国会での成立を目指して、より一層の法改正に向けての活動が行われるものと推察しますが、今後の活動方針については、12 項目から成る平成 25 年度改正要望項目を基本としながらも再検討をし、国税庁、財務省主税局との勉強会を早急に開催して内容を精査すること、日税政の協力の下で自民・公明・民主各党の議員連盟に税理士法に関する勉強会の設置を求めていくこと、資格取得制度のあり方については、引き続き日本公認会計士協会及び日本弁護士連合会に協議を申し入れていくことを示しておられます。

当連盟におきましても、これら税理士法改正に関する動向につき最大の関心を持って注視するとともに、随時、法改正に対する意見を申してきたところでありますが、改めてここに、税理士法改正の実現に向けた今後の対応について 2 点要望します。

### 1. 税理士法第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号を削除し、弁護士、公認会計士への税理士資格自動付与の廃止を法改正の絶対条件とすること

今回の税制改正大綱にも、前年度に引き続き「関係者等の意見も考慮しながら」との文言が記載されており、この関係者等とは関係行政機関や隣接職種の資格業団体を指しているものと思われる。日本公認会計士協会は、税理士法改正反対署名活動や国会議員に対する説得活動等を推し進めており、日本弁護士連合会は『日本税理士会連合会「税理士法に関する改正要望書」(平成 24 年 9 月 26 日付)に対する意見書』を公表し、法改正に対する反対論を展開している。

国家資格制度とは、国民の安全や諸権利に重大な影響を及ぼす恐れのある業務等につき、厳格な国家試験を経た上で、これを適正に遂行し得る高度な専門的能力(資質)を備えた

者（有資格者）に一定の使命を負わせ、かつ、その使命を遂行する有資格者にのみその業務等を行わせることによって国民の安全や権利を擁護することを目的とする国民保護のためのシステムである。しかし、日本公認会計士協会と日本弁護士連合会の主張は、結局は既得権の保護以外何ものでもなく、国家資格は国民の権利利益の保護を通じて公共の福祉に資するためにあるという大原則を無視し、国民の国家資格制度への期待を反故にする牽強付会な曲論と言わざるを得ない。

また、国家資格として独占業務を有する職業法上の資格を得るためには、国民すべてが公平、平等に努力する責を負うべきである。社会通念に照らしても公正な方法で実施される税理士試験に合格した者が税理士となる資格を有する者であることにつき、異論を挟む余地などない。

従って、無試験で弁護士や公認会計士に税理士資格が自動付与されている現状の是正を図るのは当然であり、両者に対して試験による能力担保措置を講じるという方向性から揺らぐことがあってはならない。

## **2. 「公認会計士はその資格で税務業務ができる」とする主張に対し、断固たる対応をとること**

日本公認会計士協会は、機関紙等において「公認会計士はその資格で税務業務ができるというのが、我々の基本認識であり、世界の常識である」と主張するとともに、資格取得制度の見直しを含んだ今次税理士法改正に対しては、「公認会計士の資格で税務業務ができることが本件に対する抜本的な解決方法である」とし、そのために現行弁護士法と同じように、公認会計士法の中に「公認会計士は当然に税務業務ができる」旨の条文を加えることを求めている。その準備の一環であろうか、税務に関する専門性を問う能力担保措置として、平成 22 年 7 月開催の定期総会にて設置を決議した税務業務部会の活動の充実を図るとともに、継続的専門研修（CPE）制度における税務科目の必須科目化を平成 25 年 1 月 16 日の理事会で決議したようである。

これらの同協会の動きは、平成 15 年の公認会計士法改正により明記された公認会計士の使命に悖っており、財務情報の信頼性の確保を通じて、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図るという公認会計士固有の専門家としての存在意義を自ら貶め、国民の期待に基づくことなく、不当に職域拡大を目指すものである。

また、我が国の税制が採用する申告納税制度と形影相伴う一体の関係として確立された税理士制度の存在を蔑ろにするものである。上述のとおり、国家資格は資格者のためにあるのではなく、国民の権利利益の保護を通じて公共の福祉に資するためにあるのであり、憲法に定める租税法律主義の規定を受けて、納税者の権利利益の保護を図るという税理士制度の基本的役割を正當に理解せず、国民の要請に応え得る税務の専門家としての能力担保が極めて不十分なまま、単なる職域拡大のために税理士業務（協会のいう税務業務）への参入を目指すものである。

従って、同協会の主張は到底容認できるものではないため、断固たる対応を求める。

以 上